## 出雲市農業委員会(第1期)第29回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

- 1 日時 令和元年(2019)年11月25日(月) 午後1時50分~午後3時
- 2 場所 JA しまね出雲地区本部 4階 401会議室
- 3 出席委員(22名)

秦 久光 大梶 泰男 竹内 辰雄 岡 正 恩村 光則 落合 光啓 原 孝治 神田 伯 佐藤 始 小川 義和 久野 晴見 塩野 一男 小村 伸治 遊木 龍治 河原 基 佐藤 さゆみ 若槻 博美 勝田茂 高橋 忠男 板垣 房雄 勝部 隆司 江角 隆雄

4 欠席委員(2名)

津戸 吉博 持田 守夫

- 5 提出議題
  - (1) 報告事項

報第85号 会長専決処分の報告

報第86号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第88号 農地法第43条第1項の規定による届出について

- (2) 議案審議
  - 議第196号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
  - 議第197号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について
  - 議第198号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明について
  - 議第199号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
  - 議第200号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
  - 議第201号 農地転用事業計画変更申請決定について
  - 議第202号 非農地証明について

会長あいさつ

## 6 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。 署名委員に議席番号12番の久野晴見委員と13番の塩野一男委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第85号会長専決処分の報告、報第86号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第88号農地法第43条第1項の規定による届出について、一括して報告します。

報第85号会長専決処分について、報告いたします。

先ず、第28回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条5件及び農地法第5条5件については、11月11日開催の島根県農業会議第44回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。都市計画法に基づく開発行為の許可が未済の農地法第5条1件を除く、農地法第4条5件、農地法第5条4件を、常設審議委員会当日の11月11日付けで許可決定しております。

また、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第5条1件については11月12日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第86号農地法第18条第6項の規定による通知について、事 務局から報告をお願します。

西村主事 それでは、報第86号について、説明します。報告資料の1ページをご覧 ください。

> 農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第 18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引 渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約 終了の手続きができます。

> 今月は受付番号89番から102番の14件の通知がありました。内訳としては貸人の都合によるものが3件、耕作者変更が2件、農地法3条申請のためが5件、農地転用のためが2件、農地中間管理事業への変更のための解約が2件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面 で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長続いて、報第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、 事務局から報告をお願いします。

吉川主任 それでは、報第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、 ご説明いたします。第29回総会 報告資料の $3\sim14$ ページをご覧ください。

> 農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会に その旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号128番から145番までの18件でした。権利の取得事由は、15件が「相続」、3件が「時効取得」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。いずれもあっせん希望はありませんでした。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の 受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係 上、11月8日付けで通知を出しております。

以上、報告といたします。

議 長 報第88号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から 報告をお願いします。

松崎主任 報第88号「農地法第43条第1項の規定による届出について」をご説明・報告をさせていただきます。資料は、報告事項の $15\sim18$ ページをご覧ください。今回の件数は1件になります。

まず制度について簡単に説明させていただきます。従来は土間にコンクリートをするビニールハウスは転用許可のうえで建築しなければならないとされていましたが、平成30年11月16日に施行された法改正により、一定の基準を満たす「農作物栽培高度化施設」として事前に農業委員会に届出を行ったものについては、農地転用許可を必要とせずに設置できる施設ということになりました。扱いも農地のままです。よって税制上も農地であり、固定資産税などが増えることもないとされています。施設の基準としては、棟高8m以内、軒高6m以内の高さ基準や、日光を通さない素材のハウスの場

合は、日影に関する制限などがあります。また、農業委員会としてはこの施設に対して農地利用状況調査等で現地確認をすることになります。届出の内容で使用されているか確認いただき、計画に即した状態でなければ指導等することになります。それでは報告事項15ページ、図面16ページ、番号1について説明をさせていただきます。場所ですが、一畑電車園駅から国道 431号を東に300 mほど行った信号を北へ入りますと東コミセンや JA 平田東支店があります。その前を通って700 mほど行ったところになります。詳細については案内図でご確認ください。案内図のうしろに平面図をつけております。建築される施設は長さ23.5 m、間口6.5 m、高さ3.6 mのビニールハウス1棟です。施設面積は152.75 mです。屋根・壁面は不透過素材となっております。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。内部は縦1.2 m、横0.5 m、高さ2.1 mの棚を縦長に14並べ、それが4列ある形です。その他、保冷庫と加温機を設置する計画です。建物の詳細は18ページの図でご覧ください。施設の内容についての報告は以上になります。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされており、事務局で内容を確認させていただき、要件を満たすものとして受理通知を令和元年11月8日付で通知させていただいております。 説明は以上です。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問・ご意見はご ざいませんか。

河原委員 報第87号の時効取得とはどのようなものでしょうか。

吉川主任 時効取得とは、民法162条で20年間または10年間、第三者が所有する土地を占有し続けると自分の物になるという制度ですが、農地法の許可を得ないで取得した農地の占有の場合は、20年間の占有が必要となっております。このたび、所有権移転登記がなされ、今回届出があったものです。

河原委員 わかりました。

議 長 他に質問がないようですので、それではこれより議案の審議を行います。 議第196号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定に ついて、を議題といたします。

農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長

議第196号 農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、11月29日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お 手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。 2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、46筆、71,086.00㎡、うち新規の設定が13 筆、14,438.00㎡、再設定が33筆、56,648.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、25筆、43,203㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、3筆、3,406㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、18筆、24,477㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。 2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、15筆、14,187.00㎡、うち新規の設定が7筆、7,581.00㎡、再設定が8筆、6,606.00㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、3筆、4,045 ㎡です。円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、2筆、2,420㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、10筆、7,722㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計 $\mathbb{Q}$ + $\mathbb{Q}$ の欄をご覧ください。61 $\mathbb{Q}$ 、85, 273. 00 $\mathbb{Q}$ です。その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。 10ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び11ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地 売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、 農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家 へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、 受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率 的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、6筆、20,518㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、

権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、10月28日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議 長 それでは、議題となっています議第196号のうち、1件が農業委員関与 案件となります。その内、21番高橋忠男委員の関与案件が、5ページの 1100-5012番の1件、以上となります。それでは、21番高橋忠男 委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、21番高橋忠男委員が除斥となります。

## (高橋委員退室)

- 議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第196号のうち、21番高橋忠男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の 挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、21番高橋忠男委員の関与案件1件の先議 案件を承認します。ここで高橋委員の除斥を解除いたします。

## (高橋委員 入室)

- 議 長 続きまして、議第196号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての 案件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第196号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、議第196号のうち、先議案件1件を除く すべての案件について承認します。

次に、議第197号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定につ

いて、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 それでは、議第197号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請 決定について、ご説明いたします。

> 第29回総会議案をご覧ください。議案書1ページの左側の欄をご覧く ださい。

> 今月は、所有権移転の申請が11件ありました。個別の事案についてご説明いたします。 $2\sim3$ ページをご覧ください。なお、備考欄に%印で記載のあるものにつきましては、令和元年6月25日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。

受付番号82番です。譲渡人は労力不足のため、経営規模の拡大を望む 受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が水稲を栽培される計画です。

受付番号83番です。譲渡人は県外在住による耕作不便のため、隣接宅地に居住し、以前から申請地で野菜を栽培してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が野菜を栽培される計画です。

受付番号84番です。譲渡人は労力不足のため、近隣に居住し、以前から申請地で水稲と果樹を栽培してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がこれまでと同様に、水稲と果樹を栽培される計画です。

受付番号85番と86番は、関連があるため併せてご説明いたします。 こちらは土地改良区域内外の農地の交換になります。所有権移転後は、それぞれの受人が水稲を栽培される計画です。

受付番号87番です。譲渡人は市外在住による耕作不便のため、市内で 広く水稲を栽培しており、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。 所有権移転後は、受人が水稲を栽培される計画です。

受付番号88番です。譲渡人は労力不足のため、経営規模の拡大を望む 農地所有適格法人に譲渡するものです。所有権移転後は、当該法人がさつ まいもを栽培される計画です。

受付番号89番です。譲渡人は市外在住による耕作不便のため、申請地 の近くに農地を所有しており、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するもの です。所有権移転後は、受人とその世帯員がいちじくを栽培される計画で す。

受付番号90番と91番は、関連があるため併せてご説明いたします。 こちらは農地の交換になります。所有権移転後は、それぞれが主としている水稲または果樹を栽培される計画です。 受付番号92番です。譲渡人は農業経営を縮小するため、隣接宅地に居住し、以前から申請地で水稲を栽培してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員がこれまでと同様に、隣接所有地と一体的に水稲を栽培される計画です。

以上、受付番号82番から92番については、 $4\sim5$ ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

- 議 長 ご質問・ご意見はございませんでしょうか。
- 議 長 質問がないようですので、そういたしますと、議第197号農地法第3条 の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めま す。
- 議 長 挙手全員と認めます。 よって、議第197号を承認いたします。
- 議 長 次に、議第198号農地法第3条第1項目的の買受適格証明について、を 議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。
- 吉川主任 それでは、議第198号 農地法第3条第1項目的の農地買受適格証明について、ご説明いたします。

第29回総会議案及び説明資料をご覧ください。議案は $6\sim7$ ページ、説明資料は $1\sim3$ ページになります。

初めに、農地買受適格証明について簡単にご説明いたします。これは、公売に参加するために必要な証明で、公売に参加する者は証明書を有している者に限定されます。公売物件を落札しますと、所有権を移転することになりますので、農地を買い受けることについて、農地法3条や5条の規定による許可ができる者に、許可権者が証明書を交付することになっています。交付の手続きは農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。この事案では、農地を取得し農地として使用する計画ですので、農地法第3条第1項目的に該当します。今回の議案ですが、具体には松江地方裁判所が実施する農地の公売に参加するためのものです。入札で最高価申込者となった者に対して、売却決定がなされることになります。また、次順位による買受の申し込み制度があり、落札者が買受代金を納付しなかった場合などに次順位申

込者に売却決定されます。

今月は、この申請が1件ありました。個別の事案についてご説明いたします。受付番号2番です。申請者は、新規就農のために申請地で耕作したいとのことです。自宅からの通作距離は約5.5kmです。農業従事者は、申請人本人とその世帯員で、年間の農作業従事日数は約150日です。経営面積は、現在は所有しておられませんが、取得希望地の面積が66aですので、野石谷町の別段面積50aを満たします。また、担い手への利用集積を阻害することもありません。

以上、議案7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第 2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま す。

なお、この総会で承認されますと、本日付で、農業委員会長名で証明書を 交付します。申請人が最高価申込者又は次順位申込者となり、農地法第3条 の許可申請をされた場合、会長が証明書交付時と事情が異なっていると認め たときを除き、会長専決で農地法第3条の許可をし、その許可書を持って土 地の売却決定、買受代金納付、所有権移転登記の手続きという流れになりま す。

以上で説明を終わります。

- 議 長 ご質問・ご意見はございませんでしょうか。
- 議 長 質問がないようですので、そういたしますと、議第198号農地法第3条 第1項目的の買受適格証明について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。 よって、議第198号を承認いたします。
- 議 長 次に、議第199号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び 承認について、を議題といたします。 事務局から内容について、説明をお願いします。
- 松崎主任 それでは、議第199号の4条申請についてご説明いたします。議案書は  $8\sim9$  ページ、説明資料は $4\sim6$  ページ、参考資料は $1\sim14$  ページです。 今月は8件の申請があり、このうち説明基準に該当する案件は1件です。 なお、12月開催予定の第45回常設審議委員会に諮問する案件は、今月は

ございません。

それでは、個別の案件について説明します。議案書8ページの受付番号 58番についてご説明いたします。後追認案件になります。説明資料の4ページをご覧ください。転用場所はJA平田ライスセンターの北方300mほどのところにあります。現況は畑7筆です。位置につきましては、5ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は居宅の一部、農機具倉庫、農業用作業場、駐車場であり、宅地拡張です。面積については、転用面積・事業面積がともに613.3㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、法第4条第6項第2号の「非改良」に該当します。農機具倉庫、農業用作業場は昭和42年頃建築、住宅は平成8年ごろに増築したものです。その他に駐車場があります。資金につきましては、追認案件であり追加支出は有りません。

また、説明案件基準には該当しない事後案件が3件ございました。

受付番号54番の案件は、昭和56年頃から住宅用地の一部として利用してきたものです。

受付番号57番の案件は、平成25年頃から農業用倉庫の用地として利用してきたものです。

受付番号60番の案件は、平成2年頃から墓地用地として利用してきたものです。

いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。 転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農 地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました8案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいま、議第199号農地法第4条の規定による農地等の許可申請について説明をいたしましたが、この案件につきまして何かご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 ご意見・ご質問はないものと認めます。

議第199号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認に

ついて、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第199号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第200号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び 承認について、及び議第201号農地転用事業計画変更申請決定について、 を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第200号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は $10\sim13$ ページ、説明資料は $7\sim21$ ページ、参考資料は $15\sim22$ ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が15件、賃貸借権の設定が2件、 使用貸借権の設定が6件、合計23件提出されております。今月の説明案件は 5件ございます。

なお、12月開催予定の第45回常設審議員会に諮問する案件は、欄外左に 丸印をつけております。今月からは3件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書10ページの受付番号222番について説明します。説明資料の7~9ページをご覧ください。転用場所は、塩冶小学校の東側に隣接する田3筆、畑1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』です。転用面積、所要面積ともに、2,374㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、出雲市の土地開発公社です。塩 治小学校の駐車場が不足しているため、隣接する第一種住居地域内の申請地を 取得、駐車場を造成し、完了後は出雲市に引き渡す計画です。用地買収に係る 手続き上、所有権移転後に分筆を実施する必要があるため、分筆前の地番で申 請されています。分筆に係る地積測量図を確認しており、所有権移転後は、測 量図に基づき速やかに分筆を実施されます。資金計画につきましては、所要資 金額1億8039万9485円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で 賄う計画です。

続いて、議案書11ページの受付番号228番についてご説明いたします。 説明資料の $10\sim12$ ページをご覧ください。転用場所は、出雲サンホームの 西約300mに位置にある田4筆です。転用目的は『老人ホーム』です。転用 面積は9, 086 ㎡、所要面積は9, 498. 36 ㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1 種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第37条第1号の「収用法該当事業」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で老人ホームの経営を行う 法人です。この度、申請地を取得し、老人ホームを建設する計画です。資金計 画につきましては、所要資金額11億2011万5800円で、これに対する 資金調達は、全額自己資金で賄う計画です。

続いて、議案書11ページの受付番号230番についてご説明いたします。 説明資料の13~15ページをご覧ください。転用場所は、ヒカワ精工の南に 隣接する田1筆です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積とも に2,173㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、 第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条 第3号の「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、準工業地域内の申請地を取得し、宅地を造成する計画です。 資金計画につきましては、所要資金額4500万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

続いて、議案書12ページの受付番号234番についてご説明いたします。 説明資料の16~18ページをご覧ください。転用場所は、出雲ドームの東に 約150mの位置にある畑1筆です。転用目的は一時転用の『資材置場』です。 転用面積、所要面積ともに719㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項 は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で建築業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、資材置場として一時転用する計画です。資金計画につきましては、所要資金額105万円で、これに対する資金調達は、全

額自己資金で賄う計画です。

続いて、議案書13ページの受付番号237番についてご説明いたします。 説明資料の19~21ページをご覧ください。転用場所は、ドラッグストアウェルネス出雲中野店の西に約150mの位置にある畑2筆です。転用目的は『駐車場及び資材置場』です。転用面積、所要面積ともに999㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で造園業を営んでいる法人です。申請地を貸借し、駐車場及び資材置場を造成する計画です。平成20年から駐車場及び資材置場として利用していたため、この度、追認を受けるものです。資金計画につきましては、追認案件のため追加支出はありません。

続いて、議第201号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は14ページ、参考資料は23~50ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が5件、所有権の移転を伴わない変 更が1件提出されております。事業計画変更については、説明基準に該当する ものはありません。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が2件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請23件につきましては、いずれも農地法第5 条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。 説明は以上です。

議 長 ただいま、議第200号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定 及び承認について、及び議第201号農地転用事業計画変更申請決定につい て、の説明がございましたが、この案件について、何かご意見、ご質問はご ざいませんか。 議 長 ご意見・ご質問はないものと認めます。

議第200号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第201号農地転用事業計画変更申請決定ついて、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第200号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第201号を決定いたします。

議 長 次に、議第202号非農地証明について、を議題といたします。 事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事
それでは議第202号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の16ページ及び説明資料の22~32ページをご覧ください。今月は4件の申請がありました。

受付番号14番について説明いたします。申請地については議案16ページに載せております。また説明資料の $22 \sim 23$ ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 $24 \sim 25$ ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地でありいずれも耕作条件が悪く、30年以上前から耕作されず、現在は山林または原野となっています。現地確認は11月14日に持田農業委員、石飛推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて受付番号15番について説明いたします。申請地の詳細については 議案に載せております。また説明資料の26ページの位置図及び付近案内図 で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料27ページの現況 写真をご確認ください。申請地は傾斜地で水源もなく、耕作を続けるには不 向きな農地であり、20年以上耕作されず現在は山林となっております。現 地確認は11月6日に秦農業委員、板垣農業委員、大野推進委員、岸推進委 員、石飛推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図 るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の異動はござ いません。

続いて受付番号16番について説明いたします。申請地の詳細については 議案に載せております。また説明資料の $28\sim29$ ページの位置図及び付近 案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料30ページ の現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地であり山林に囲まれた農地で あり、50年以上耕作されず現在は山林となっております。現地確認は10月21日に大梶農業委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

最後に受付番号17番について説明いたします。申請地の詳細については 議案に載せております。また説明資料の31ページの位置図及び付近案内図 で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料32ページの現況 写真をご確認ください。申請地は傾斜地であり山林に囲まれた農地であり、 進入路も整備されていないため30年以上耕作されず現在は山林となってお ります。現地確認は10月29日に竹内農業委員、保科推進委員、事務局職 員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はな く、また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情(耕作不適な土地であること)によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

- 議 長 担当農業委員から補足をお願いします。なお、受付番号14番については、 持田委員が欠席ですので、事務局の説明のみとなります。
- 板垣委員 受付番号15番についてですが、現地確認した結果、すでに林地化しており、到底農地への復元は不可能な場所と判断しました。
- 大梶委員 受付番号16番についてですが、事務局の説明のとおりでございます。現 地は立ち入ることができないほど荒れた地域ですので、航空写真のみで判断 させていただきました。
- 竹内委員 受付番号17番についてですが、現地確認した結果、写真のとおり全く手が付けられない山林化しておりました。
- 議 長 ただいま、議第202号非農地証明について事務局及び担当農業委員から 説明がありました。

何かご意見・ご質問はございませんか。

江角委員 非農地証明が交付されると市の税担当部局にはどのように連絡をしていま すか。

西村主事 非農地証明についての議案が決定されますと、農業委員会から資産税課へ その旨お知らせしますし、申請者様が法務局にて証明書を用いて地目変更登 記を行った場合は、その旨法務局から資産税課へ情報の提供が行われます。

江角委員 今年の農地パトロールで非農地判断を行った農地が一覧表に載っていました。非農地判断されると、農地台帳上農地でなくなるという話でしたが、いかがでしょうか。

西村主事 ご説明のとおり、非農地証明・非農地通知にて非農地と決定した農地については、農地台帳上「山林原野」と扱っており、農地パトロールの対象農地から外れます。ただ、一覧表に載せるべきでない農地が記載されていたというお話ですので、事務局にて再度確認を行いたいと思います。

江角委員 よろしくお願いいたします。

議 長 他に質問がないようですので、そういたしますと、それでは、議第202 号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第202号は承認いたします。

予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、西村主事、大野主事農業振興課農地利用調整係

佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員